

第7回滋賀県男女共同参画審議会 会議概要

1. 開催日時・場所

平成27年10月29日（木） 14:00～16:00
滋賀県庁北新館3階中会議室

2. 出席者委員（五十音順、敬称略）

伊藤 公雄、表 真美、亀井 若菜、國松 典子、小山 英則、佐藤 萌海、
新庄 博志、廣瀬 香織、堀 裕子

3. 議事等

男女共同参画計画答申案について

（会 長） 去年の8月から審議してきた男女共同参画計画の答申案について、本日は総仕上げとなる。8月に女性活躍推進法が成立し、この法律の中には、地方公共団体は推進計画を策定するということが努力義務として規定されている。今回の答申では、男女共同参画計画にこの推進計画を盛り込むという形で進めている。まず、事務局のほうから、女性活躍推進法の概略を説明いただきたい。

（事務局） 資料に基づき、説明。

- ・その他資料「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」
- ・その他資料「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」

（会 長） 女性活躍推進法は、先ほど説明された項目、女性採用比率や勤続年数の男女差、労働時間の状況、女性管理職比率、こうしたものが公表されるわけであり、就職を考えている学生は、こうした情報をみて就職先を選ぶということになってくる。データが公表されるということは、大変重要なことだと考える。

（委 員） 今回の男女共同参画計画は、女性活躍推進法の推進計画と一体とすることとしているが、先ほど説明があった基本方針では、推進計画の策定に当たっての留意事項が挙げられている。今回の答申案では、基本方針にどの部分で対応しているか、説明いただきたい。

（事務局） まず、基本方針では、庁内横断的な推進体制の整備が求められており、これについては、県では男女共同参画に関して庁内横断で進める男女共同参画推進本部という組織があることから、この推進本部を活用していくこととしている。次に、地域の実情および住民ニーズの把握については、今後、答申いただいた後に県民政策コメントを実施し、また県内で出前説明会を開催するなど、県民の方々から意見をいただきなが

ら策定することとしている。実施時期の明記ということについては、平成28年度からの5年間の計画ということで、位置づけている。実施状況の点検・評価については、男女共同参画計画は、毎年度この審議会で年次報告として報告させていただきながら、進捗状況について報告し、ご意見をいただいているところであり、その中で一体的に評価いただけると考えている。公表については、県のホームページ等で公表していくこととしている。

(委員) 実施状況の点検・評価については、答申案のどこに位置付けているのか。

(事務局) 資料3の35ページ、(1)の③において、審議会において各事業の進捗状況の確認等を実施する旨、位置付けている。

(会長) それでは、本日の議題、男女共同参画計画の答申案についての審議に入らせていただきたい。まずは、答申案の本文の修正箇所等について、事務局から説明をお願いする。なお、内容につきましては、前回のこの審議会での修正意見等について、私と事務局で検討し、今回は最終案という形でまとめさせていただいている。事務局から説明をお願いする。

(事務局) 資料に基づき、説明。

- ・資料1 「第6回男女共同参画審議会での意見概要とその対応案」
- ・資料2 「計画推進の目標値(案)」
- ・資料3 「滋賀県男女共同参画計画の改定について(答申案)」
- ・資料4 「滋賀県男女共同参画計画の改定について(答申案)概要版」
- ・資料5 答申文案
- ・資料6 計画策定の審議経過およびスケジュール(予定)

(会長) 本日は答申に向けた最終審議となるので、さらに修正や加筆、強調すべき内容などあれば、自由にご発言をお願いしたい。

性的マイノリティについて、「(性同一性障害・性的指向)」と記載されているが、性的マイノリティは、性同一性障害、性的指向だけではないため、削除した方がよい。

(事務局) 性的マイノリティについては、人権施策推進計画での位置づけもあることから、担当部局と調整させていただく。

(委員) 資料3の6ページで、現状はM字カーブが深く、女性の理想の働き方に対する意識も全国とは異なると記載されているが、課題としての記載がない。

(事務局) 男女共同参画計画に向けては、様々な選択ができる、選択肢がいろいろあるというところが重要と考えている。本人の意思の尊重が大切であり、全国のような傾向にな

っていないことを課題とは考えていない。

(委員) 本人の意思、意識かもしれないが、本人の意識が環境によってつくられる面もあり、環境や周りの考え方から変えていくことも必要なのではないのか。

(事務局) 働き方への考え方について、これが正しいというような言い方はできないと考えているが、固定的な性別役割分担意識については、そうした意識を変えていくことは当然必要だと考えている。

(委員) M字型カーブについては、よく年齢階級別が使われるが、末子年齢別就業率の統計もあり、無業の人のうち就職希望している人がわかる。そういうものがあれば、働きたいのに子どもが小さいから働けないという人がいる実態がわかると思う。

(事務局) 6ページの上のところに、年齢階級別有業率を掲載しているが、その一番下のグラフで、女性の就業希望者の率を出している。この中で、M字カーブの底となる25歳から44歳までの間で、無職で就業を希望されている方が多いという状況が出てきており、そうしたところへの支援が必要と考えている。

(委員) M字カーブは浅くなっているという記載があるが、M字カーブの底が上がっているのは、結婚しない人が増えた、婚姻率が下がっているということも影響している。

(事務局) 女性について、未婚者、有配偶者で労働力に差があるということは、この答申案の資料にはないが、国勢調査などで把握はしている。未婚者の方だと、この25歳から44歳のところでも、あまり労働力率は下がらないが、有配偶者の労働力率は、30歳から34歳では全体よりも低い数字になっている。

滋賀県の場合、仕事をしていない女性の就業希望が多いことから、再就職に向けての支援が必要であり、また、M字カーブが深いことから、M字にならないための、継続就労に向けた支援も必要であることから、再就職支援、継続就労支援、両方をやっていく必要があると考える。6ページについては、レイアウトも含めて、わかりやすいように工夫させていただく。

(委員) データを見ると、女性の意識としては、子育て、結婚で仕事を辞める意識が高いように見えるが、それは、仕事を辞めたくないのに、辞めざるを得ない状況もあるし、自ら仕事を辞めたくて辞めるという人もいると思う。

(事務局) 以前、学生を対象にワーク・ライフ・バランスの講演会をした際、ワーク・ライフ・バランスによって仕事と家庭を両立し、働きながら子育てもできるという話を講師にさせていただくと、女性の大学生から、「結婚して子どもができたら仕事を辞めないといけないと思っていたが、違う生き方があるということがわかった」という感想もいた

だいている。仕事と家庭を両立できるということを見せていく、そういう生き方があるという選択肢を示していくということで、意識も変わってくると考えている。

(会 長) 6ページの部分については、「仕事を続ける」と考える人の割合より高くなっており、さまざまな理由で就業継続に困難を感じている人が多いことがうかがわれる、という趣旨の記述を追加したらどうか。

(事 務 局) 子育て等で一旦仕事を辞めることには、ご自身の選択で辞める方もある一方、就業の継続に困難があると思う方がいることも事実であり、文言については会長と調整させていただきたい。

(委 員) 今回、国において、職業生活における女性の活躍をもっと高めていこうと号令がかけられた。女性が職業を継続して働くということ、社会の認識として広めることや、それを応援していく、支援していくという方向感が見えたほうが、この計画ももう少し活気づいてくると思う。もともとは、多角的な視点の計画にした方がよいと思っていたが、現実の方向性として、家庭でも夫婦で収入があるほうがいいのか、男性も家庭生活にもっと目を向けましようとか、そのあたりの話をしていくほうが、男女共同参画の達成は早くなると思うので、職業生活での女性の活躍や男性の家庭生活という部分に対する意識などをもう少し強調してもよいと思う。

(委 員) M字カーブという言葉については、その意味合いも含めて説明しておく必要があると思う。6ページの女性の働き方の理想の部分については、全国と比べると、滋賀県の時系列の状況など、滋賀県の特徴を記載した方がよいと思う。男女共同参画や女性の活躍推進において、女性の起業が取り上げられることが多いが、女性の管理職への登用と女性の起業が両方推進されるということに、少し違和感がある。

(委 員) 議論されている6ページの部分については、17ページに記載されている、男女共同参画の変化や進展の実感イメージと結びつくような書き方をしてほしいと思う。

今、子育て支援の現場にいて思うのは、晩婚化で出産年齢が上昇する中、M字カーブが落ち込んでから、M字が回復するようになるのか、ということ。高齢出産により、ほんとに子どものことが大事で、すごく関わりたいていということで、離職される方もたくさんおられるが、子育てが一段落したら働きたいなと思いつつも、そんな絵は描けないという声も多々聞いている。今、現状のお母さんの声を聞いていると、非常にもったいない方が離職をされていて、5～6年先のストーリーが見えないという方もいて、その中で起業というストーリーも出てきていると思う。

(委 員) 17ページの実感イメージの「働く場」において、職場におけるセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント、パワーハラスメント等の記載があるが、この部分について、現状のデータは掲載されているのか。

(事務局) 答申案の現状と課題においては、セクシュアルハラスメント等のデータは掲載していない。昨今、セクシュアルハラスメント等が社会問題化している中、そうしたハラスメントがなく、男性も女性も能力を十分に発揮して働いているという、働く場での実感のイメージとして整理させていただいている。

(委員) 答申案30ページで、様々な人権問題として、いくつか事例が列記されているが、この表現は通常使われるものなのか。

(事務局) 県の人権施策担当部局において、解決すべき人権課題として整理をされている項目と整合性を図っている。

(委員) 障害者の「害」について、ひらがなで表記する例もあるが、「害」を使われる理由は。

(事務局) 滋賀県では、障害者という場合はこの漢字を使用している。

(委員) 介護離職の状況のグラフを出してもらったが、滋賀県の状況を見て、ほとんど女性だということが一目瞭然である。現状と課題の部分で、介護離職の状況についても掲載してもよいのではないかと思う。

(会長) 本日いただいたご意見等を、事務局と私で調整させていただき、答申として知事に、11月に届けたいと思う。

それでは、その他の議題について、事務局のほうから説明をお願いします。

(事務局) その他資料について、事務局から説明

- ・県立男女共同参画センター 平成27年度要覧・要覧別冊
- ・平成27年度ワーク・ライフ・バランス推進講演会 チラシ
- ・営業職女性のためのキャリアアップセミナー チラシ
- ・滋賀県女性活躍推進企業認証制度 チラシ
- ・G-NETしがフェスタ2015 チラシ

(会長) 答申に向けた審議は今日で終了となるが、審議会は来年6月末まで任期があり、引き続きよろしくをお願いします。それでは、進行を事務局にお返しする。

(事務局) 長時間のご審議、ありがとうございました。次回、第8回審議会については、すでにご案内のとおり、12月21日、月曜日午後2時から予定している。詳細はあらためて案内させていただく。以上をもちまして、第7回審議회를終了させていただく。

(以上)